

入札説明書

新奈良県総合医療センター造成工事
(二次造成工事2工区)

第 H 2 8 - 1 号

平成28年5月

地方独立行政法人奈良県立病院機構

入札説明書

1 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 資格要件

この工事の入札に参加しようとする者は、入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たしていること。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査（直近のもの。以下「経営事項審査」といいます。）について、総合評定値通知書の有効期限が開札の日までであること。

イ 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程（以下「契約規程」といいます。）第4条第1項及び第2項の規定に該当する者でないこと。

ウ 入札参加申込書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。

エ 入札公告第2にこの工事の入札に係る設計業務の受託者が示されている場合は、次の（ア）又は（イ）に該当しないこと。

（ア）当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

（イ）代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

カ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

キ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

ク 平成25年6月1日以降に奈良県立病院機構、奈良県医療政策部、県土マネジメント部（平成25年3月31日以前においては土木部。以下同じ。）、農林部又は水道局が入札公告を行った予定価格3,000万円以上の工事において調査基準価格を下回る価格をもって単体の建設業者又は共同企業体構成員として契約し、かつ、過去2か年度の間（当該工事の発注年度を含みません。）の工事成績評定点の平均値（予定価格5,000万円以上の工事（平成24年6月1日以降に入札公告を行った土木一式工事及び建築一式工事については、予定価格が3,000万円以上の工事）における奈良県立病院機構の平均値、奈良県医療政策部の平均値、県土マネジメント部の平均値、農林部の平均値及び水道局の平均値を比較し最も低いものを採用します。）が75点未満のときは、当該工事が完成し、かつ、引渡し完了していること。

(2) 配置予定技術者の資格要件

工事業種	配置予定技術者の資格（いずれかに該当すること）
土木工事	① 一級土木施工管理技士の資格を有する者 ② 一級建設機械施工技士の資格を有する者 ③ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者 ④ これらと同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認定した者

2. 入札参加申込書の作成・提出について

- (1) 作成及び提出に係る費用については申請者負担とします。
- (2) 入札参加申込書は様式S0により作成してください。
- (3) 入札参加申込書は書留郵便により提出してください。
- (4) 入札参加停止の有無、登録業種・等級及び本店等の所在地に関する条件について、不適合な場合は通知します。

3 技術提案書に関する事項

- (1) 施工計画等の技術提案に関する事項を評価項目とし、具体的には次のとおりです。

ア 施工計画について

入札公告第4に記載のとおり

イ 企業の施工実績等について

(ア) 工事成績評定点

奈良県県土マネジメント部が発注した工事のうち、予定価格が5,000万円以上の一般土木工事等（舗装工事・橋梁上部工事・水門工事・建築工事・設備工事（土木設備・建築設備・下水道設備）・建築一式工事を主たる工事とする「土木・建築一体工事」以外の全ての工事。以下同じ。）であって、かつ、元請（共同企業体の構成員として請負った工事を含みます。）として施工し、過去5か年度の間（平成22年4月1日から平成27年3月31日まで）に完成し、かつ、引渡し完了した全ての工事（ただし、平成23年9月1日以降に発生した自然災害に起因して、災害協定に基づく奈良県建設業協会への要請により随意契約した工事及び緊急維持業者、特定業者と随意契約した工事を除きます。）における工事成績評定点の平均値。

ただし、平成22年度、平成24年度及び平成26年度に奈良県建設工事等競争入札参加資格における土木一式工事の格付けに変更があった者は、格付けされていた等級に応じた発注基準（予定価格が、A等級であったときは5,000万円以上、B等級であったときは2,000万円以上、C等級であったときは800万円以上、D等級又はE等級であったときは500万円以上のものに限ります。）に基づいて受注し、過去5か年度の間（平成22年4月1日から平成27年3月31日まで）に完成し、かつ、引渡し完了した、奈良県県土マネジメント部発注の一般土木工事等を評価の対象とします。

なお、平成24年6月1日以降に公告され平成27年3月31日までに完成し、かつ、引渡し完了した工事については、予定価格が、A等級であったときは3,000

0万円以上、B等級であったときは1,500万円以上、C等級であったときは500万円以上の工事成績評定点を評価の対象とします。

(イ) 表彰

過去5か年度の間（平成22年4月1日から平成27年3月31日までに完成し、かつ、引渡しが完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限り、

）における奈良県の一般土木工事等に対する優良工事等施工者（工事請負業者）表彰（県土マネジメント部長、土木事務所長等）の有無。

(ウ) ISO9000シリーズ、ISO14000シリーズ認証取得

本社、工場等、当該工事関係部署の全てにおけるISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証取得の有無。

(エ) 配置予定技術者の実績又は専任補助者（現場代理人）の実績

国、奈良県、その他の地方公共団体、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条及び同施行令（平成13年政令第34号）第1条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含みます（当該事実が奈良県で確認できるものに限り、以下同じ。））又はその他の公共法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する別表第一に掲げる法人とします。以下同じ。）が発注した同種工事（入札公告第6に記載しているもの。以下同じ。）であって、過去15か年度の間（平成12年4月1日から平成27年3月31日まで）に元請（共同企業体の構成員として請負った工事を含みます。）の主任技術者、監理技術者又は現場代理人（現場代理人として配置されたときに既に同種工事の監理技術者の資格を有していた者に限り、）として、完成し、かつ、引渡し完了した受注価格が2,500万円以上の工事についての施工経験の有無。

(オ) 地域精通度

この工事の実施市町村又はこの工事の実施市町村を管轄する土木事務所管内における本店の有無。

(カ) 社会貢献・地域貢献

国土交通省近畿地方整備局又は奈良県との間における災害協定締結の有無。

(2) 評価の基準

評価基準及び配点は落札者決定基準（別紙-1）のとおり。

(3) 技術提案書の提出者に対する適否の通知

技術提案の適否の審査結果については、入札公告第3に記載の期日までに郵送します。

(4) 技術提案の適否に対する理由の説明

技術提案が適正でない旨の通知を受けた者は、入札公告第3で指定する期日までに入札公告第3に指定する場所に書類を提出することにより、その理由について説明を求められます。

(5) (4)により説明を求められたときは、入札公告第3に記載の期日までに、説明を求めた者に対し書面により回答します。

4 技術提案書の作成等

(1) 技術提案書の提出は、書留郵便に限り、この場合において、封筒の表に『<商号又は名称>、<開札日>、<工事名>、<工事番号>及び「技術提案書在中」』を朱書きし、地方独立行政法人奈良県立病院機構 法人本部事務局長あてとして入札公告第3で指定する提出期限までに入札公告第3で指定する場所へ到着するようにしてください。

(2) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

(3) 技術提案書等提出書は様式7により作成してください。

(4) 施工計画に係る技術的所見を入札公告第4で指定する様式（8-1から8-4のうち所

定の様式)に記載してください。各評価項目について、落札者決定基準に定められた提案数まで記載できるものとし、所定の提案数を超えて記載されている場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とします。

- (5) 奈良県県土マネジメント部が発注した工事のうち、予定価格が5,000万円以上の一般土木工事等であって、かつ、元請(共同企業体の構成員として請負った工事を含みます。)として施工し、過去5か年度の間(平成22年4月1日から平成27年3月31日まで)に完成し、かつ、引渡しが完了した工事实績の有無及び当該工事实績を全て、様式9に記載の上、工事成績評定通知書の写しを添付してください。ただし、平成23年9月1日以降に発生した自然災害に起因して、災害協定に基づく奈良県建設業協会への要請により随意契約した工事及び緊急維持業者、特定業者と随意契約した工事を除きます。

ただし、平成22年度、平成24年度及び平成26年度に奈良県建設工事等競争入札参加資格における土木一式工事の格付けに変更があった者は、格付けされていた等級に応じた発注基準(予定価格が、A等級であったときは5,000万円以上、B等級であったときは2,000万円以上、C等級であったときは800万円以上、D等級又はE等級であったときには500万円以上のものに限ります。)に基づいて受注し、過去5か年度の間(平成22年4月1日から平成27年3月31日まで)に完成し、かつ、引渡しが完了した、奈良県県土マネジメント部発注の一般土木工事等について、様式9に記載の上、工事成績評定通知書の写しを添付してください。

なお、平成24年6月1日以降に公告され平成27年3月31日までに完成し、かつ、引渡し完了した工事については、予定価格が、A等級であったときは3,000万円以上、B等級であったときは1,500万円以上、C等級であったときは500万円以上の工事成績評定点を評価の対象としますので、当該工事实績がある場合は、様式9に記載の上、工事成績評定通知書の写しを添付してください。

平成27年6月1日以降に入札公告を行った工事の初回入札参加時に資料として工事成績評定通知書の写しを提出済みである場合は、2回目以降の入札参加時には、通知書の写しの添付は不要ですが、初回提出工事の公告日、工事名・工事番号及び工事成績評定点(平均点)を記入してください。

- (6) 過去5か年度の間(平成22年4月1日から平成27年3月31日までに完成し、かつ、引渡し完了した工事)で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限ります。)に奈良県から受けた一般土木工事等に対する表彰の有無、並びに当該表彰を受けている場合は、表彰名、表彰者名及び表彰年月日を様式10に記載してください。

対象となる表彰は、元請(建設工事共同企業体の構成員として請負った工事を含みます。)として完成し、かつ、引渡し完了した、奈良県の工事に係る優良工事等施工者(工事請負業者)表彰(県土マネジメント部長、土木事務所長等)です。

なお、資料(表彰状の写し及び一般財団法人日本建設情報総合センターの「CORINS(工事实績情報システム)」竣工登録工事カルテ受領書等の写し)の添付は必要ありません。

- (7) 本社、工場及びこの工事の契約先となる支店・営業所等、当該工事関係部署の全てについて、この工事の公告日時点におけるISO9000シリーズ及びISO14000シリーズ認証取得の有無、並びに当該ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの登録日等を様式11に記載の上、当該ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証取得している場合は、認証取得又は更新時の内容が的確に判断できる資料(ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証の取得に関する登録証・付属書の写し、支店・営業所等が認証対象部署であることが確認できる会社組織図等)を添付してください。

ただし、平成27年6月1日以降に入札公告を行った工事の初回入札参加時又は認証更新後の初回入札時に、認証取得又は更新時の内容が的確に判断できる資料を提出済みであ

る場合は、それぞれ2回目以降の入札参加時には、認証の有効期間内に入札公告を行った工事について資料の添付は不要ですが、初回入札参加時に提出した工事の公告日、工事名及び提出理由を記載してください。

- (8) 配置予定技術者等について、様式12に記載してください。

評価対象となる配置予定技術者（又は専任補助者）について、国、奈良県、その他の地方公共団体、特殊法人等又はその他の公共法人が発注した同種工事であって、過去15か年度の間（平成12年4月1日から平成27年3月31日まで）に元請（建設工事共同企業体の構成員として請負った工事を含みます。）の監理技術者、主任技術者又は現場代理人（現場代理人として配置されたときに既に同種工事の監理技術者の資格を有していた者に限ります。）として、完成し、かつ、引渡しが完了した受注価格が2,500万円以上の工事についての施工経験の有無、及び施工経験がある場合は当該工事の概要を記載してください。

なお、現場代理人としての施工経験において、「監理技術者の資格を有していた者」とは監理技術者資格者証の交付を受けた者とし、資格を有しながら工期の完了日から遡って2分の1以上の期間従事し、完成し、かつ、引渡し完了した場合とします。

当該施工経験がある場合は、同種工事の実績が的確に確認できる必要最低限の資料（CO RINS竣工登録工事カルテ受領書等の全て（受領書がない場合や受領書の記載内容で確認できない場合は、工事（事業）引渡書、契約書、金抜設計書、図面（表題欄に記載があるものに限り。））、施工計画書、現場組織図の写し等（いずれの資料も、変更している場合は最終のものに限り。）で、施工年度、事業名、路線河川名、工区名、工事番号など同一工事の関連資料であると確認できるもの）を添付してください。

なお、配置予定技術者に同種工事の施工実績がなくとも、実績のある専任補助者を現場代理人（現場常駐）で配置する場合、専任補助者（実績ある現場代理人）を評価対象とすることができます。その場合は、配置予定技術者の氏名を様式12に記載するとともに、専任補助者の氏名及び評価の対象となる同種工事の概要を記載し、その工事の実績が的確に確認できる必要最低限の資料を添付してください。

この様式は、複数名分を提出することができますが、総合評価落札方式における落札者決定基準のうち、配置予定技術者（又は専任補助者）の実績の評価に当たっては、提出された配置予定技術者（又は専任補助者）のうち、最も低い評価となる者の評価点を採用します。

なお、競争入札参加資格確認資料様式S6で提出する配置予定技術者については、当該技術提案書様式12で提出する配置予定技術者から選任しなければなりません。また、専任補助者を伴う配置予定技術者を配置する場合は、競争入札参加資格確認資料様式S8で提出する現場代理人については、当該技術提案書様式12で提出する専任補助者から選任しなければなりません。

また、配置予定技術者又は専任補助者（現場代理人）の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者又は専任補助者（現場代理人）を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ、竣工時の工事成績評定における評定点計を10点減点します。

- (9) 本店の所在地を様式13に記載してください。

なお、本店の所在地は、本工事の公告日時点での住所とします。

- (10) 国土交通省近畿地方整備局又は奈良県との間の、この工事の公告日時点における災害協定の締結の有無について、様式14に記載の上、当該協定が締結されている場合は、災害協定の締結が的確に判断できる資料（協定書等の写し等）を添付してください。入札参加者の所属する団体組織が国土交通省近畿地方整備局又は奈良県と災害協定を締結している場合は、当該団体組織が発行する証明書（入札参加者がこの工事の公告日時点で当該団体

組織に所属している旨の証明書等)も併せて添付してください。

(11) その他

ア 提出された技術提案書及びその添付書類(以下「技術提案書等」といいます。)は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された技術提案書等は、返却しません。

ウ 提出された技術提案書等の提出期限後における再提出は認めません。

なお、提出期限内であっても、部分的な差し替え及び追加は認めません。また、提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したのもののみを審査の対象とします。

エ 提出期限までに技術提案書等の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、提出期限を経過した時をもって辞退したものとみなします。

5 競争入札参加資格の確認

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出について

開札後、落札候補者及び入札公告第1の6で示す調査基準価格の108分の100に相当する金額(以下「調査基準比較価格」といいます。)を下回る価格で入札を行った者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料(以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。)を次の表により提出してください。

対象書類	<ul style="list-style-type: none">・競争入札参加資格確認申請書(様式S1-1)・設計業務受託者との関連及び経営事項審査結果等を示す書面(様式S3)・工事实績報告書(様式S4-1) 【必要に応じ、工事施工証明書(様式S4-2)】・配置予定技術者の資格・工事経歴報告書(様式S6)・現場代理人報告書(様式S8)
	上記様式に添付すべき書類の写し
提出方法	持参
提出先	14の(1)のとおり
作成・提出に係る費用	申請者負担

(2) 競争入札参加資格確認申請書等の作成等

ア 競争入札参加資格確認申請書は別記様式S1-1により作成してください。

イ 競争入札参加資格確認資料は下記(ア)から(エ)のとおりとし、次に従い作成してください。

(ア) 設計業務受託者との関連及び経営事項審査結果等を示す書面

入札公告第2の5に示す設計業務受託者との関連及び経営事項審査の審査基準日を様式S3に記載してください。また、総合評定値通知書の写しを添付してください。

(イ) 工事实績報告書

入札公告第2の4に掲げる資格があることが判断できる施工実績を1件以上、様式S4-1(必要に応じ様式S4-2)に記載してください。その施工実績を確認

する資料として、当該工事がCORINSに登録されている場合は、「竣工登録工事カルテ受領書」を添付してください。工事内容によっては「工事カルテ」の提出を求める場合があります。

登録されていない場合は、記載した工事の施工実績が確認できる契約書（受注形態が共同企業体の場合はその構成に関する協定書）、設計書又は仕様書等を提出してください。原本については内容確認後に返却します。

これらによることができない場合は、工事概要が確認できる「工事施工証明書」（様式S4-2）を提出してください。民間発注工事の場合は、開発行為許可通知書等工事の実施を証明することのできる書類を添付してください（当該様式の1～5の事項について確認できるものであれば必ずしも当該様式でなくてもかまいません。）。

(ウ) 配置予定技術者の資格・工事経歴報告書

入札公告第2の6に掲げる資格があることが判断できる配置予定技術者の資格及び従事経験を様式S6に記載してください。また、一級土木施工管理技士等の資格を証する書面（の写し）及び3か月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。監理技術者を置くことが必要な場合は、監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了証明書を含みます。）の写しを添付してください。

なお、様式S6で提出する配置予定技術者は、技術提案書様式12で提出する配置予定技術者から選任しなければなりません。

(エ) 現場代理人報告書

入札公告第2の7に掲げる条件を満たす配置予定の現場代理人を様式S8に記載してください。また、3か月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。

なお、様式S6で提出する配置予定技術者が専任補助者を伴う場合は、当該配置予定技術者に係る技術提案書様式12で提出する専任補助者から選任しなければなりません。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の作成説明会

実施しません。

(4) 競争入札参加資格の確認は、開札後に落札候補者及び調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者に対して行うものとします。ただし、競争入札参加資格要件のうち、入札参加停止の有無、登録業種・等級及び本店等の所在地に関する条件については、入札参加申込書の提出時においても確認を行うものとします。

(5) その他

ア 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返却しません。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等の提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）後における差し替え、追加及び再提出は認めません。期限までに提出されない場合は失格となります。

6 入札の手続

(1) 入札書は、工事費内訳書を記載、添付の上、郵便により提出してください。郵便は、書留郵便に限ります。また、入札書は二重封筒とし、表封筒に〈商号又は名称〉、〈開札日〉、〈工事名〉、〈工事番号〉及び「入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書と工事費内訳書を入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をして、入札公告第3

に記載の期限までに入札公告第3に記載の場所に到着するようにしてください。期限までに到着したものののみが有効です。

- (2) 一度提出した入札書及び工事費内訳書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (3) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (4) 入札参加申込書を提出した後、入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができます。
なお、入札書受付締切日時までに入札書の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、入札書受付締切日時を経過したときをもって辞退したものとみなします。
- (5) 入札書に記載する金額は技術提案書で評価された内容を反映していなければなりません。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 技術提案書が適正でない者の行った入札
- (3) 競争入札参加資格確認申請書等又は技術提案書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (4) 契約規程第8条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (5) 地方独立行政法人奈良県立病院機構により競争入札参加資格のある旨を確認された者であっても、開札の日までの間において入札参加停止又は工事参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

8 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内であり、かつ、技術提案書の内容が適正である者のうち、入札公告第6の1に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。くじを辞退することはできません。
ただし、落札者の決定については、一時保留し、競争入札参加資格の確認を行った上で、落札者を決定します。落札者の決定後、入札結果を閲覧に供します。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が、調査基準比較価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを調査し、その結果によっては落札者とならない場合があります。
- (3) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者は、奈良県立病院機構低入札価格調査制度に係る取扱要領に規定する書類を開札日の翌日（その日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する祝日となる場合はその翌日）の午前9時から正午までの間に14の(1)に定める場所へ提出するとともに、審査会が行う聞き取り調査に応じなければなりません。なお、書類が提出されない場合及び聞き取り調査に応じず、又は協力しない場合は、失格となります。
- (4) (1)にかかわらず、次に該当する者が、調査基準比較価格を下回る価格で入札をした場合は失格となります。
 - ・ 平成25年6月1日以降に奈良県立病院機構、奈良県医療政策部、県土マネジメント

部、農林部又は水道局が入札公告を行った予定価格3,000万円以上の工事において調査基準価格を下回る価格をもって単体の建設業者又は共同企業体の構成員として契約しているもの（当該工事が完成し、かつ、引渡し完了しているものを除きます。）があり、過去2か年度の間（当該工事の発注年度を含みません。）の工事成績評定点の平均値（予定価格5,000万円以上の工事（平成24年6月1日以降に入札公告を行った土木一式工事及び建築一式工事については、予定価格3,000万円以上の工事）における奈良県立病院機構の平均値、奈良県医療政策部の平均値、県土マネジメント部の平均値、農林部の平均値及び水道局の平均値を比較し、最も低いものを採用します。）が75点以上の者。

9 工事費内訳書に関する事項

- (1) **工事費内訳書**は、レベル1の工事区分、レベル2の工種、レベル3の種別ごとに金額を明示し、「所在地」、「商号又は名称」、「工事番号」、「工事名」及び「工事場所」を記載することが必要です。誤脱・未記入がある場合は「入札書における失格基準・無効基準」の取扱いに準じます。また、添付もれの場合は失格となります。
- (2) **工事費内訳書**は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記ア～オの場合の入札は失格となりますので、間違いのないように作成してください。
 - ア 工事費内訳書を提出しない場合
 - イ 入札書に記載された入札金額と工事費内訳書の「工事価格」欄に記載された金額とが異なっている場合
 - ウ 工事費内訳書の各計及び合計が正しくない場合
 - エ 工事費内訳書において設計図書に示された各項目の金額を記載していない場合
 - オ その他記載内容に不備がある場合

10 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者と契約する場合の取扱い

- (1) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者との契約に係る前金払いの割合は、請負代金額の10分の2以内となります。
- (2) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者との契約に係る契約保証金の額及び契約解除の場合の違約金を支払うべき額は、請負代金額の10分の3以上となります。また、契約保証金を支払わない場合及び契約保証を受けられない場合は、契約は締結できません。
- (3) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者で契約者となったものは、発注者が行う調査及び資料の提出に応じなければなりません。
- (4) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者で契約者となったものは、奈良県の「県土マネジメント部土木工事重点監督実施要領」第7条に基づく品質管理を実施することとします。
- (5) 調査基準価格を下回る価格をもって単体の建設業者又は共同企業体構成員として契約する場合においては、落札者が、奈良県立病院機構、奈良県医療政策部、県土マネジメント部、農林部又は水道局が入札公告を行った予定価格5,000万円以上の工事（平成24年6月1日以降に入札公告を行った土木一式工事及び建築一式工事については、予定価格3,000万円以上の工事）における過去2か年度の間（この工事の発注年度を含みません。）の工事成績評定点の平均値（奈良県立病院機構の平均値、奈良県医療政策部の平均値、県土マネジメント部の平均値、農林部の平均値及び水道局の平均値を比較し、最も低いものを採用します。（6）において同じ。）が75点未満の場合、この工事が完成し、かつ、引渡し完了するまで、奈良県立病院機構が入札公告を行う新たな工事への参入を認めません。ただし、当該落札者に対象となる工事实績がない場合は、75点以上とみなします。

- (6) 調査基準価格を下回る価格をもって単体の建設業者又は共同企業体の構成員として契約する場合においては、落札者が、奈良県立病院機構、奈良県医療政策部、県土マネジメント部、農林部又は水道局が入札公告を行った予定価格5,000万円以上の工事（平成24年6月1日以降に入札公告を行った土木一式工事及び建築一式工事については、予定価格3,000万円以上の工事）における過去2か年度の間（この工事の発注年度を含みません。）の工事成績評定点の平均値が75点以上の場合、この工事が完成し、かつ、引渡し完了するまで、奈良県立病院機構が入札公告を行う新たな工事の入札において、その調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った場合は、落札者としません。
- (7) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者と契約する場合においては、入札公告第1の4に定める工事期間の始期（着工日）が変更となることがあります。

11 契約の不締結

契約締結までの間に、落札（候補）者が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

12 技術者の配置

落札者は5の（2）のイの（ウ）で定める資料に記載した配置予定技術者をこの工事の現場に配置するものとします。

工事の施工に当たって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の特別な場合に限りです。

13 別に配置を求める技術者

- (1) 調査基準価格を下回る価格をもって契約する場合においては、入札公告第2の6で定める技術者と同様の要件を満たす者を、入札公告第2の6で定める者とは別に、専任で1名現場に配置してください。
- (2) この技術者は、施工中は、入札公告第2の6で定める技術者を補助し、入札公告第2の6で定める者と同様の職務を行うものとします。
- (3) この技術者を求めることとなった場合は、その氏名その他必要な事項を入札公告第2の6で定める技術者の通知と同様に通知してください。

14 関連情報を入手するための照会窓口

- (1) 入札参加申込書、競争入札参加資格の確認、入札及び契約を担当する部課等の名称、所在地等に関する問い合わせ先
〒639-1041 大和郡山市満願寺町60-1（奈良県郡山総合庁舎4階）
地方独立行政法人奈良県立病院機構 法人本部事務局 法人経営課 総務企画係
電 話 0743-85-7025
- (2) 技術提案書等に関する問い合わせ先
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県県土マネジメント部技術管理課品質管理グループ
電 話 0742-27-7608（直通）